

私幼第 28187 号
平成 29 年 2 月 21 日

全日私幼連
都道府県団体長 様
都道府県団体事務局 様

全日本私立幼稚園連合会
会 長 香川 敬

全日私幼連の加盟の意義について（連絡）

日頃から、本連合会の諸活動に対し、ご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、全日私幼連の加盟の意義について、各加盟園の理解を深めるため、この度、あらためて別添の「全国組織としての全日私幼連の活動～全日私幼連加盟の意義～」を作成し、平成 29 年 1 月 31 日の全日私幼連 団体長会・理事会合同会議に報告したところであります。

各団体長におかれましては、この文書をご活用いただき、加盟園の皆様に対して本連合会結成の意味と、本連合会の活動の意義をあらためてお知らせしていただくようお願い申し上げます。（なお、合同会議に報告されたものから若干の文言が変更されています）

併せて、参考として最近の全日私幼連の活動実績も別紙として添付していますので、ご活用ください。（項目は、組織強化検討会議答申より抜粋）

今後ともよろしく願いいたします。

以 上

全国組織としての全日私幼連の活動 ～全日私幼連加盟の意義～

全日私幼連は、全国の私立幼稚園及び私立幼稚園由来の認定こども園のほぼすべてが加盟している組織であり、全国の加盟園が望む国及び地方公共団体の施策の実現や予算確保の推進力として、国の政策等に深く関与しており、高く評価され、また認知されている。

我が国における豊かな幼児教育の実現に向けて諸課題を乗り越えていくためには、思いを共にするすべての私立幼稚園及び私立幼稚園由来の認定こども園が、全日私幼連の下に結集し、幼児教育の振興発展の活動を行っていくことが重要である。

1 全日私幼連は、我が国の幼児教育振興について教育の現場から提言ができる唯一の団体として広く認知され、その推進役を担っていること。

① 幼児教育振興法の制定の推進役

幼児教育振興法（国会審査中）は、今後の幼児教育のあり方、新制度が幼児教育重視の視点が希薄であるなど、現行の諸制度に対する多くの加盟園の問題認識を受け、全日私幼連が推進役となって成立を図っているところで、国等への影響力を持つ全日私幼連でなければなし得ないところである。

② 政府の幼児教育振興基本方針への関与

幼児教育振興法では幼稚園、保育所、認定こども園を幼児教育施設と位置付け、その振興を図るとしており、政府は振興施策を総合的に推進するための「幼児教育振興基本方針」を定めることとなるが、ここでも加盟園の意向を踏まえた全日私幼連の意見が大きな重みを持つこととなる。

また、この基本方針は都道府県及び市町村が定めることとなる「地方幼児教育振興基本方針」のベースとなるだけに影響は大きい。

③ 幼児教育振興法の下での幼児教育を主導

幼児教育振興法は、幼稚園・保育所・認定こども園を通じるすべての子供を対象とした幼児教育の振興をめざすことから、これまでの幼稚園教育要領、指導計画の作成など幼稚園及び幼稚園由来の認定こども園における教育の実践を同法に基づく施策に反映していくことにより、すべての幼児教育施設を主導することになる。

また、全日私幼連は、現在改定作業中の我が国の幼稚園教育の基本となる幼稚園教育要領について、その検討に参画し、その内容がより充実しかつ今日的課題に対応したものとなるよう尽力している。

2 全日私幼連は、私立幼稚園及び私立幼稚園由来の認定こども園に対する公的助成拡充の強力な推進役を担っていること。

① 幼児教育無償化の推進

幼児教育の振興策としての無償化については、全日私幼連の強力な要望活動の下、新制度に移行しない幼稚園は就園奨励費補助事業の拡充により、新制度に移行した幼稚園及び認定こども園は利用者負担額を軽減して施設型給付を拡大する方法により、段階的に実施されてきた。引き続きこれが完全実施に向けて国への要望等を行っており、幼児教育振興法において条文化されているところである。

② 新制度の拡充等の推進

子ども・子育て支援新制度は、実施主体が市町村になるものの、仕組み自体は国が定め、毎年度の施設型給付の額に直結する公定価格などの見直しについても、国が地方公共団体が実施できるよう財源措置を講じた上で行うこととなる。市町村は国が定めた制度仕組みの中で実施していくことになることから、全日私幼連として、今後とも国に対して必要な制度仕組みの改善等を求めていく。

③ 私学助成の拡充等の推進

都道府県が実施する、新制度に移行しない私立幼稚園（私学助成園）への経常費補助については、ほとんどの都道府県においてその補助額を国の都道府県に対する財源措置額（国庫、地方交付税）をベースとして定めていることから、全日私幼連の交渉力により国の財源措置額の拡充を図り、結果経常費補助額の確保に結び付けていく。

また、市町村が実施主体である就園奨励費補助事業についても同様に、国の補助額の拡充に努めており、既に直近4年度分で過去の約80年度分に相当する増額を獲得している。

④ 新制度と私学助成の双方を幼児教育振興のための二つの推進力として拡充

新制度の施設型給付と私学助成は、基本的にその財源構成は異なるものの、結局幼児教育の質の向上等その振興に資するという目的は同じであることから、両制度が共に充実していかなければならない。その意味で新制度における施策の充実がなされれば、当然に私学助成においても同様に施策の充実が必要であり、その逆も言えるのであって、全日私幼連は、両制度を我が国における幼児教育振興のための二つの推進力としてその拡充に全力で取り組んでいく。

3 全日私幼連は、(公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携し、加盟園の教育内容等の充実に向け各般の事業を展開していること。

全日私幼連では、(公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構を設け、加盟する私立幼稚園及び私立幼稚園由来の認定こども園における教育内容等の充実に向け、全国レベルでの研修会の開催、調査研究の実施などにより教職員の資質向上等に努めている。また幼稚園教員免許状更新講習を実施し、受講機会の確保に努め、各園で必要な有資格教諭の充足に尽力している。

〈参考 全日私幼連の存在意義を再考する上で、念頭に置いた組織の課題〉

① 教育現場での実践を生かしつつ、幼児教育振興法の下での幼児教育の推進役を担う

- 幼児教育振興法（国会審査中）が施行されれば、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育振興に関する施策を総合的に推進するための基本指針を国が策定し、これを受けて都道府県及び市町村がそれぞれ基本指針を策定し、各般にわたる施策が展開されることになる。
- 全日私幼連は、こうした行政の施策の展開に対し、幼児教育の現場から提言できる唯一の団体として、これまでの実践を生かしつつ、国等に対し、時宜を得た提言を行っていく必要がある。

② 私立幼稚園及び私立幼稚園由来の認定こども園を通じる公的助成の拡充、幼児教育無償化の推進役を担う

- 全日私幼連は、幼児教育の質の向上等その振興を図るため、その強い交渉力を生かして国に要請し、私立幼稚園及び私立幼稚園由来の認定こども園に対する公的助成の拡充を図る必要がある。
- その際、子ども子育て新制度についても、従来の私学助成制度についても幼児教育の振興の観点から充実を図る必要がある。
- 幼児教育無償化についても、幼児教育振興法において法定化される予定であり、引き続き完全実施に向けて要望活動を展開する必要がある。

③ 幼児教育研究機構と連携し、幼児教育の内容等の充実を図る

- （公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携し、研修や調査研究を通じた教職員の資質向上等に効果的に取組み、幼児教育の内容の充実を図る必要がある。

全日私幼連の活動実績

平成 29 年 2 月現在

全日私幼連は、ほとんどの幼稚園及び幼稚園由来の認定こども園が加盟し、一致団結した活動を行ってきた。その結果、これまで次のような実績を上げることができた。

- (公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構(以下「研究機構」という)を設立し、免許状更新講習の実施、質の向上等幼児教育に関する調査研究を行う体制を整備した
- 新制度発足後も私学助成を受ける幼稚園として存続する道が残された
- 新制度発足後の認定こども園にも名称独占としての幼稚園の名称を存続できた
- 新制度制定時に株式会社の幼稚園教育への参入を阻止できた
- 幼児教育無償化に向けての政府の方針を大きく前進させた (更に要望中)
- 今後の幼児教育の振興政策推進の基本となる 幼児教育振興法案を国会に上程させることができた (現在国会審査中)。これにより、全日私幼連が研究機構と連携しつつ、同法施行後の国の政策に大きく関与することが可能となる
- 研究機構と連携し、**OECD/JAPAN** セミナーや国際シンポジウムへの協力等幼児教育における 国際交流の推進に貢献した
- 全日本私立幼稚園 **PTA 連合会**と密接に連携することにより、上記の幼児教育無償化の推進や幼児教育振興法案の国会上程に結び付けることができた
- 団体保険として有利な JK 保険の契約を実現し、運用している